

# (株)JTB ガイアレック ご旅行条件書 (海外オンライン語学研修手配旅行)

(4)当社は、受入校が期日を定めている場合を除き、出発日の90日以上前に、旅行代金をお支払いいただくことはございません。

## 6. 契約内容の変更

### ①旅行開始前

お申込旅行期間における「研修旅行開始日の変更」、「授業コースの変更」など当初の契約内容の変更のお申し出があった場合、当社は可能な限りお客様のご要望に応じます。この場合当社は旅行代金の変更をすることがあります。また次の料金を申し受けます。原則、お申込み後の研修校の変更のお申し出は取消扱いとなります。

#### 【1】変更手続料金

【2】変更のために研修機関等に支払う取消料・違約料

### ②旅行開始後

【1】旅行期間の延長や変更(コース等)をご希望される場合、当社にてお受けいたします。また所定の変更手続料金を申し受けます。お客様の責任において、該当運営機関と変更手続、費用のお支払いを行なっていただいても結構です。

## 7. 旅行契約の解除

### ①旅行開始前

(1)お客様は、契約を締結した日より起算して8日目までは、取消手続料金を支払うことなく、旅行契約を解除することが出来ます。

(2)お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内に、書面にてお受けいたします。当社が書面を受け取った時点で正式のお取消として取り扱います。

【1】お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用

【2】取消手続料金

【3】当社が得るはずであった取扱料金

(3)当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。

(4)お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様二次の料金をお支払いいただけます。

【1】お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用

【2】当社所定の取消手続料金

【3】当社が得るはずであった取扱料金

(5)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項に定める料金をお支払いいただけます。

(6)お客様が旅行代金をお支払い済みで払い戻しがある場合は、日本円で返金いたしますが返金に伴う振込み手数料・送料などはお客様のご負担となります。返金は当社精算書作成日の三菱UFJ銀行のTTBレートで換算(下2桁切り捨て)し清算され、旅行サービス提供機関からの返金確認日の翌月末払いとなります。

### ②旅行開始後

研修旅行開始後のお客様のご都合による取消はいかなる理由による場合でも権利放棄とみなし払い戻しは一切致しません。但し、学校の取消規定による返金がある場合は、取消手続料金(取扱手続料金と同額)を差し引き返金いたします。返金額は現地からの返金当社に到着した時点での三菱UFJ銀行の替換算レート(TTBレート)を適用します。尚、現地からの返金額が取消手続料金を下回る場合は、当社から返金はございません。

## 8. 当社の責任

(1)当社の責任の範囲は、第1項2)に記載した手配行為に限定されます。

(2)当社は、お客様が旅行サービスを受けるにあたり必要となる海外との通信(WiFi環境、インターネット回線等)の不具合により、オンライン語学研修受講に支障がでる場合でも一切の責任は負いません。

(3)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(4)次のような場合は責任を負いません。

【1】お客様のご希望のコースが定員に達している等の制限事由により入学が許可されないとき。

【2】お客様の都合により、提出書類が期日までにそろわなかったとき。

【3】天災地変、戦乱、暴動、研修機関等における争議行為、その他不可抗力の事由により生じた損害。

## 9. お客様の責任

(1)当該旅行サービスを受けるために必要な通信手段の確保・通信費用はお客様の負担となります。

(2)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

## 1. 手配旅行契約

(1)お客様とJTBガイアレック(以下当社といいます)とは、手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することとなります。

当社はお客様の希望により、日本国内で受講する海外の語学学校等が提供するオンライン語学研修(以下、旅行といいます)入学手続きの代行、その旅行の情報提供を行うものです。研修内容は、各教育機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではありません。また、受講に必要な通信費用は含まれません。

(2)当社はおお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が研修機関等の提供するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。あらかじめ旅行内容等が決められている「募集型企画旅行」ではありません。

(3)当社は旅行の手配にあたり、研修機関等に支払う料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の取扱料金(支払代行手数料含む)を申し受けます。

(4)旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

(5)この旅行は「募集型企画旅行」ではありませんので「特別補償」につきましては適用いたしません。また、「旅程保証」、「旅程管理」は致しません。

## 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社所定の申込書に必要事項をもなくご記入の上、当社所定のお申込金(10,000円)を添えてお申し込みください。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領した時に成立し、諸手続を開始いたします。お申込金は旅行費用の一部に充当します。

残額は、オンライン研修開始日の前日から起算してさかのぼって7日目まで、又は当社の発行する請求書に指定された期日までに当社が確認できるようにお支払いください。

(2)上記(1)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。

お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡した時点、郵送の場合は発信した時点、FAXおよびEメールの場合はお客様に到達した時点まで契約成立となります。)

(3)当社より「お申込受付確認書」等を交付した時点(書面をお渡した時点、郵送の場合は発信した時点、FAXおよびEメールの場合はお客様に到着した時点)より、取扱料金は返金できませんので予めご了承ください。また、別途旅行サービス提供機関(研修機関等)の定める変更・取消料実費を申し受けます。ただし、お客様の希望するコースが定員に達していて、お申込をお断りさせていただく場合は、除きます。(その場合は第3項(3)を適用させていただきます。)

## 3. お申込条件

(1)海外の語学学校等が提供するオンライン語学研修を日本国内で受講することを目的とした、当社プログラム申込条件を十分ご理解し、受入学校の規則を遵守できる心身ともに健全な人。

(2)受入校の規則により指定される年齢基準を満たしている事。20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。

(3)次に定めるいずれかの事由に該当する場合には、お申込をお断りさせていただく場合がございます。

【1】お申込者が未成年で、語学研修に関して親権者の同意が得られない場合。

【2】お申込者の年齢、資格、技能その他条件が、当社および研修機関の指定する条件を満たしていない場合。

【3】申込書等に虚偽の記載がある場合。

【4】お客様が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかった場合。

【5】お客様が長期にわたり連絡不能又は所在不明となった場合。

【6】お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。

## 4. 契約書面のお渡し

当社は契約終了後、速やかにお客様に、旅行内容、その他の条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。

## 5. 旅行代金のお支払いと変更について

(1)旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。)は当社の発行する請求書に指定された期日までに支払ってください。代金につきましては、円建てに換算し(100円未満切り上げ)、ご請求いたします。換算レートは、ご請求日の週の月曜日(祝日の場合は翌日)の三菱UFJ銀行のTTBレートにリスクヘッジとして5%相当額を加算したものを適用させていただきます

(2)当社は旅行開始前において、研修期間等の料金の改訂、為替相場の変動、その他の諸々の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更、もしくは手配を中止させていただく場合があります。

(3)当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾がある時は、提携会社のカードによりお客様の署名無して、旅行代金(取扱料金、申込金、追加代金として表示したものを含む)や取消料、違約料および追加諸費用などをお支払いいただく事があります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 10. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」こと(以下「通信契約」)を条件に「電話、郵便、FAX、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受け場合があります。

「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発送した時に、EメールおよびFAXで通知する場合はその通知がお客様に到着した時に成立します。また、申込み時には「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (2) 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第7項で定める「契約解除に係る所定の料金」は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第7項③の料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

## 11. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、【1】当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内【2】旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い【3】アンケートのお願い【4】特典サービスの提供【5】統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社JTBのホームページ <http://www.jtbcorp.jp/privacy> をご参照ください。

(4) 当社は、手配代行業務において、本項(1)により取得した個人情報を取り扱う業務の一部または全部を他社に委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わしたうえで個人情報を預託します。

## 12. その他

(1) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

(2) マニュアル等の記載事項は2020年4月10日現在有効な資料に基づいております。各研修機関等の都合及び為替レートの変動により、研修の内容、旅行代金等は予告なく変更されることがあります。

(3) このお申込条件は予告無く変更されることがあります。

(4) この旅行条件は2020年4月10日以降に受講を開始されるお客様に適用されます。

2020.4.10 現在